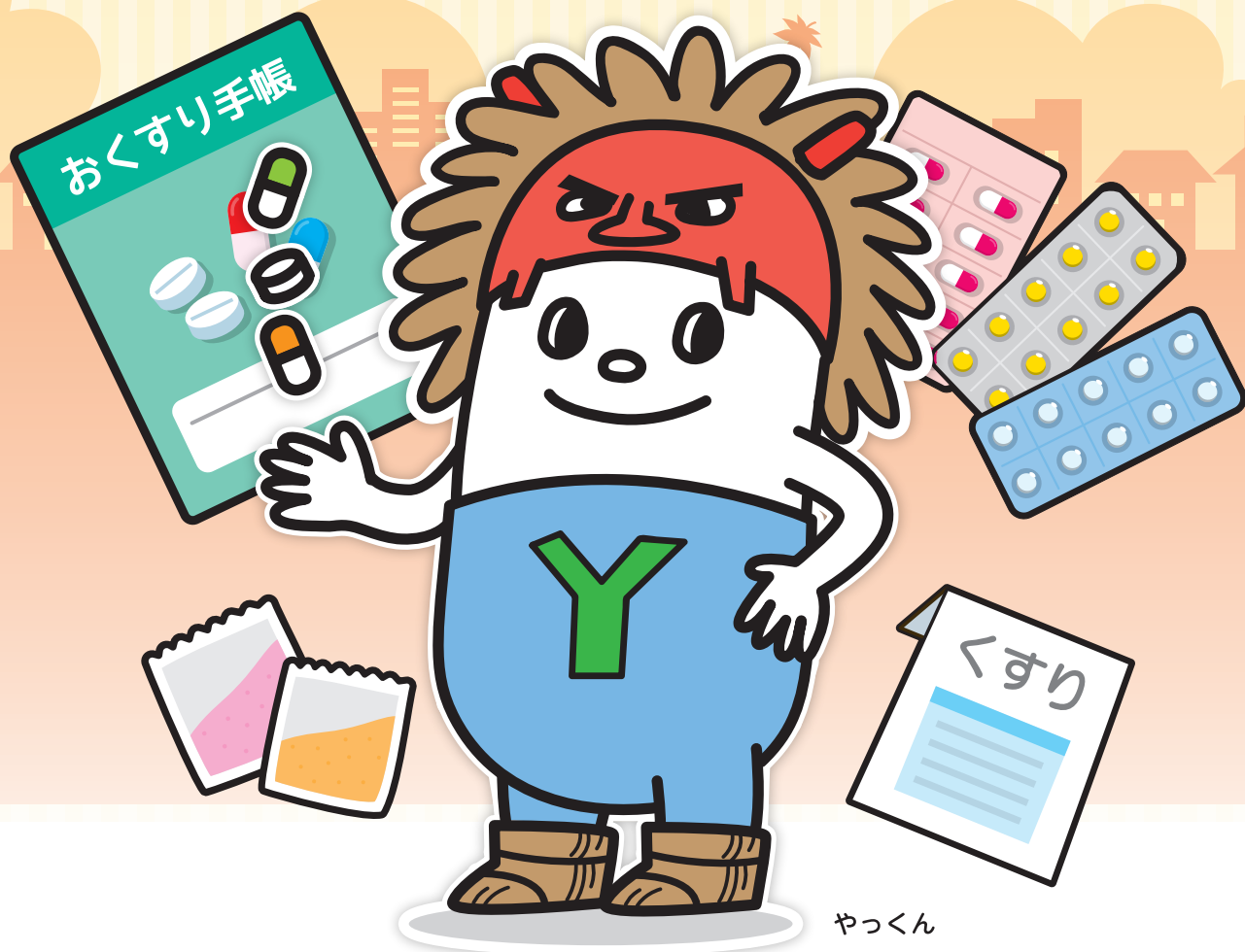


薬と健康の週間



薬のこと、健康のこと、みつけましょう、
あなたのそばに相談相手

薬と健康の週間
10月16日(金)～22日(木)

- かかりつけ薬剤師・薬局 | お薬手帳 | ポリファーマシー
- セルフメディケーション税制 | 要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度
- マイナ救急 | 医薬品副作用被害救済制度

【主催】秋田県／一般社団法人秋田県薬剤師会／一般社団法人秋田県医薬品登録販売者協会／全国健康保険協会秋田支部

【協賛】秋田県医薬品卸業協会

【連絡先】一般社団法人秋田県薬剤師会 〒010-0874 秋田市千秋久保田町6-6 TEL.018-833-2334

令和8年度「薬と健康の週間」事業



かかりつけ薬剤師・薬局

「かかりつけ薬剤師」とは、薬による治療のこと、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師のことをいいます。

かかりつけ薬剤師は、皆さんご自身が選択するものです。

薬の専門家が身近にいるから安全・安心に薬を使用できます

ひとりの薬剤師がひとりの患者さんの服薬状況を一カ所の薬局でまとめて管理することにより、薬の重複や飲み合わせのほか、薬が効いているか、副作用がないかなどを継続的に確認します。



24時間対応を行ったり、在宅医療を行う機能があります

休日や夜間など薬局の開局時間外も、お薬に関する相談に応じています。また、外出が難しい高齢者などの患者さんのお家に伺い、お薬の説明をしたり、お薬が残っていないか確認を行うなど在宅医療のサポートもします。



処方医や医療機関と連携し、チームでサポートします

処方内容を確認し、必要に応じて医師への問い合わせや提案を行います。患者さんに薬を渡した後も患者さんの状態を見守り、その様子を処方医にフィードバックしたり、残薬の確認を行います。また、広く健康に関する相談にも応じ、場合によっては医療機関への受診もお勧めすることもあります。このように、地域の医療機関とも連携し、チームで患者さんを支えられる体制を整えています。



お薬手帳

現在自身が内服している薬の名前や、用量・用法、処方日数、医療機関などを記録できる手帳です。

その他にも、副作用歴、アレルギー歴、既往歴などを記載する欄があるので、これらを把握することもできます。

また、複数の医療機関に通院している際は、お薬の重複や飲み合わせなどのチェックもできます。

お薬手帳

- お薬手帳は、医師・歯科医師・薬剤師にご提示下さい。
- ひとり1冊に情報をまとめましょう。

かかりつけ薬局

氏 名

年 月 日～ 年 月 日

No.

一般社団法人 秋 田 県 医 師 会
一般社団法人 秋 田 県 歯 科 医 師 会
一般社団法人 秋 田 県 薬 剤 師 会

くすりの「安全な服用」
まずは「お薬手帳」の提示から！

いざという時、「くすり」のこと、説明できますか？

複数の医療機関にかかっていますか？ くすりの重複を予防しましょう！	健康食品を飲んでいますか？ くすりの飲み合わせを予防しましょう！	災害などの緊急時でも役立ちます！ くすりを守るために、あなたを守る手帳
---	--	---

『お薬手帳』は持って歩ける、あなたの「くすりのカルテ」です。

秋田県医師会／秋田県歯科医師会／秋田県薬剤師会
秋田県薬剤師会
2021年7月改訂版

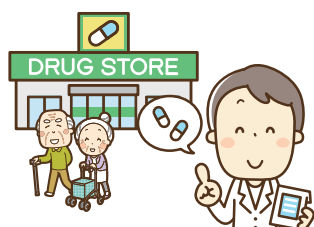


ポリファーマシーについて

ポリファーマシーとは、病気の数が増え多くの薬を服用することにより、副作用を起こしたりきちんと薬が服用できなくなる状態をいいます。薬を服用して気になる症状があっても勝手に服用を止めたり減らすのはよくありません。必ず医師や薬剤師に相談しましょう。そのためにもかかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう。



セルフメディケーション税制について



セルフメディケーション税制とは、特定の医薬品購入額の所得控除制度のことで、健康維持増進および疾病予防への取り組みを行う個人が、2017年1月1日以降、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)の購入費用について所得控除を受けることができる制度です。

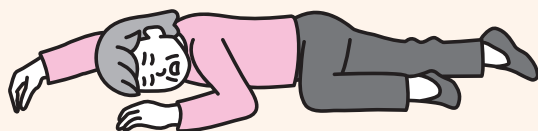


要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度について

分 類	要指導医薬品		一般用医薬品				指定濫用 防止医薬品
	特 定	第 一 類	第 二 類		第 三 類		
定 義	副作用等のリスクがあり、新しく市販された成分等を含むもの	悪用・誤用防止のため特に厳格な管理が必要なもの	特にリスクが高い医薬品	指定第二類	リスクが比較的高い医薬品	リスクが比較的低い医薬品	依存性・習慣性があり、大量摂取のリスクがあるもの
表 示	要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品	元の分類表示に加え、要確認表示	
			第②類医薬品				
対応する 専門家	薬 剤 師			薬 剤 師 又 は 登 録 販 売 者			
							
情報提供 ・ 確認義務	義務(対面またはビデオ通話)	義務(対面必須、対面指導・面前服用など)	義務	努力義務(禁忌の確認・説明を推奨)	努力義務	法律上定め無し	法律上の確認義務(氏名・年齢・他店購入状況の確認)
	購入者は製品を直接手に取ることができません			情報提供場所から7m以内に陳列	購入者は製品を直接手に取ることができます		鍵付き棚や、レジの後ろなど直接手に取れない場所への陳列が推奨
陳列方法							
	条件付きで可(オンライン指導必須)	不可(対面でのみ販売)		可			条件付きで可(確認事項をクリアし、原則1人1個まで)
ネット・ 郵送販売							

「マイナ救急」って知ってますか？ マイナ保険証があれば安心！

救急搬送時…



意識を失って話せない…

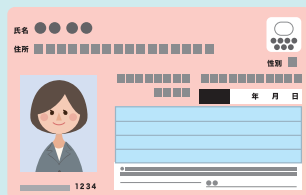


飲んでいるお薬を
思い出せない…

なんてことになっても

マイナ保険証を持ち歩いていれば、安心！

救急車を要請する場合でも、救急搬送中のより適切な処置や
円滑な病院の選定のためにマイナ保険証が活用され
(マイナ救急※)、搬送先の病院でも活用されます



- ・過去の診療情報
- ・過去の薬剤情報
- ・かかりつけ医

より適切な処置が
可能に！

※秋田県内でもマイナ保険証を活用した「マイナ救急」は行われています。県内の各消防本部において、実証事業を経て、令和8年(2026年)4月以降順次本格運用が開始されています。



医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うすべての人に知ってほしい制度です

病院や診療所で処方されたお薬、薬局で購入したお薬を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済する制度です。

救済制度窓口

☎0120-149-931

午前9時～午後5時
月～金(祝日・年末年始を除く)